

平成19年5月18日

各位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田辺 和夫
(コード番号8309 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記1.(1)の商号の変更については、本日発表した「グループ内企業の再編と三井トラスト・ホールディングス株式会社並びに三井アセット信託銀行株式会社の商号変更等について」にて別途お知らせしておりますので、併せてご覧ください。

記

1. 定款変更の目的

(1) ブランド名を日頃からリテール業務を通じて多くのお客様に親しまれている「中央三井」とすることにより、ブランド力の強化を図ることを目的として、商号の変更を行うもの。

(第1条)

また、本条の定款変更は、平成19年10月1日をもって効力を生ずるものとし、附則第1条を新設するもの。

(2) 平成18年7月に取得請求のあった第一種優先株式全株式について、取得および消却したことから、同優先株式に関連する部分の削除等行うもの。

(第6条、第15条第1項、同条第3項、第21条第1項)

(3) 議決権の代理行使に関し、代理人の数を1名に制限することが一般的となっていることから、当該規定を追加するもの。

(第28条)

2. 定款変更の内容

別添のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日(木曜日)

但し、商号変更については、平成19年10月1日(月曜日)

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 当社は、<u>三井トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>第1条(商号) 当社は、<u>中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>4,338,488,686株</u>とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436株 <u>第一種優先株式 20,000,000株</u> 第二種優先株式 93,750,000株 第三種優先株式 156,406,250株</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>4,318,488,686株</u>とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436株 第二種優先株式 93,750,000株 第三種優先株式 156,406,250株</p>
<p>第15条(優先配当金) 当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、第16条に定める優先中間配当の全部または一部および第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 第一種優先株式 1株につき 40円 第二種優先株式 1株につき 14円40銭 第三種優先株式 1株につき 20円</p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式について、優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p>	<p>第15条(優先配当金) 当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、第16条に定める優先中間配当の全部または一部および第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 第二種優先株式 1株につき 14円40銭 第三種優先株式 1株につき 20円</p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 第二種優先株式および第三種優先株式について、優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p>
<p>第21条(普通株式への一斉転換) 転換を請求し得べき期間中に前条に基づく取得請求のなかった<u>第一種優先株式、第二種優先株式</u>および第三種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、1,600円を400円で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>2 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</p>	<p>第21条(普通株式への一斉転換) 転換を請求し得べき期間中に前条に基づく取得請求のなかった第二種優先株式および第三種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、1,600円を400円で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>2 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当該株主総会において当会社の議決権を行使することができる株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第28条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当該株主総会において当会社の議決権を行使することができる株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（商号変更に関する条件）</p> <p><u>第1条の変更は平成19年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は商号変更の効力発生後、削除されるものとする。</u></p>